

令和8年度

番 号		工期	日間 又は
年 月 日提出			令和9年3月31日 まで

設 計 書

件 名	横浜市立大学医学部体育館空調機設置委託
場 所	横浜市金沢区福浦三丁目9番地
概 要	体育館1階アリーナに空調機を3台設置します。 (1) 二次側電源及び配管の整備、空調機器の設置 (2) 全体調整後、試運転の実施 (3) 報告書の作成

理 由	体育館1階アリーナには、空調機が設置されておらず、利用者の健康被害が懸念されるため。

金 額 入 り ・ 金 額 抜 き

設 計 金 額	¥
---------	---

内 訳	工 事 価 格	¥
-----	---------	---

	消 費 税 相 当 額	¥
--	-------------	---

内 訳 書

No.1

名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
横浜市立大学医学部体育館空調機設置委託						
【機器】						
10馬力床置形 SZRV280CH 耐重塩害		3	セット			
同上室外機背面保護網 KKG5A280		3	セット			
同上室内機木台 KWF1G8P		3	個			
同上室内機固定金具 K-KPW3A		3	セット			
防球ガード		3	個			
配送費		1	式			
【設置】						
室内機据付		3	台			
室外機据付		3	台			
冷媒配管新設		3	系統			
ドレン配管新設		3	系統			
連絡配線新設		3	系統			
配管貫通孔		3	系統			
配管気密テスト費		3	系統			
試運転調整費		3	式			
防球ガード据付		3	式			
【その他】						
電気工事(新規電源工事4系統)(RC壁穴あけ工事含む)		1	式			
機器搬出入作業費(楊重費含む)		1	式			
石綿含有建材事前調査		1	式			
雑材・雑工事		1	式			
資材運搬交通費		1	式			
産業廃棄物収集運搬処分費		1	式			
諸経費		1	式			
公立大学法人横浜市立大学						

仕 様 書

A. 仕様	
1. 適用基準等	本業務は、共通仕様書、特記仕様書、設計図、現場説明書、追加指示事項書、内訳書、質疑応答書ならびに官公署規則(建築基準法、消防法等)に従い施工すること。
2. 共通仕様書	設計図書の優先順位は、下記の通りとする。 1) 現場説明書および現場説明書に対する質問回答書 2) 特記仕様書(図面記載のものおよび別冊を含む) 3) 「横浜市建築局特則仕様書(建築、電気、機械)」 4) 横浜市建築局「設備工事施工マニュアル(電気、機械)」 5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)」
3. 特記仕様の基準等	機器の据付および配管類の支持等に対する耐震処置は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針(最新版)」に準拠すること。 また、設計時の標準震度は、重要性の高い建築設備機器扱いとする。
4. 官公庁への手続き等	業務に必要な官公署、電力会社、電話会社等への手続きは迅速に行い、これに要する費用は一切請負業者の負担とする。
5. 工程表	契約後、全工期工程表を作成し提出すること。
6. 材料等	契約後施工着手前には、主要機材選定、メーカーリスト、機器承諾図等を提出し、監督員の承諾を得たうえで発注すること。 本業務に使用する機材について、監督員の指示するものについては見本品を提出すること。
7. 疑義	本業務の設計図書に関する疑義は、契約前に質疑応答書にて確認すること。質疑に漏れたものは監督員の指示に従うこと。
8. 設計変更	請負業者は、監督員の承諾した追加または変更に対しその都度変更内容をまとめ、概算書を監督員に提出すること。 また、監督員の指示する期日までに、変更図および変更数量書を作成し提出すること。
9. 製作図、施工図	本特記仕様書および添付図面は業務の概要を示すものであるから、請負者は着手前に施工図を作成し、監督員の承諾を受けること。 承認後の施工図、製作図等が現場に適合しない場合、監督員に確認のうえ、請負業者が施工し直すこと。
10. 立会検査	各業務は予め監督員の指示した工程に達したとき、立会検査を受けること。施工後の検査が不可能または困難な場合は、その施工に際して立会検査を受けるか、または記録写真を残し、後日確認を受けること。どちらかによるかは監督員の指示によること。
11. 業務用電力用水等	業務用および機器試運転調整用電力、用水、排水等に要する費用は、請負者の負担とする。
12. 写真	竣工後見え隠れとなる主要部分を業務進捗状況に応じて撮影し、監督員の指示する部数を提出のこと。
13. 完成図等	業務完了に際しては、諸官庁および監督員・検査員の検査合格をもって完成とし、請負者は報告書を作成して監督員の承認を受けること。 提出部数は監督員の指示による。 ・官公庁許可書 ・機器製作完成図・取扱説明書・保証書 ・付属品・予備品一覧表 ・アフターサービス連絡先一覧表 ・施工図(ノート製本) ・各種試験成績表 ・写真集 ・関係者連絡先一覧表 ・完成図(A4ファイル製本、ノート製本) ・完成図・施工図の原図 ・完成図・施工図のCADデータ
14. その他	設計図に明示がなくても機能上当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い施工すること。この場合の請負金額の増減は行わない。 本業務完成引渡し後1ヵ年を瑕疵期間とし、施工上の不備に関わるものは無償にて請負者が手直しを行う。
B. 特記事項	
1. その他注意事項	1) 本業務の完成時には「横浜市建築局工事特則仕様書(建築、電気、機械)」に示す完成図書を必要部数提出すること。 2) 作業中に、予定外の停電・機器停止を生じさせることのないよう十分注意を払うこと。 3) 着手前に既存設備の設置状況を十分調査のうえ、既存機器設置業者と十分打合せを行うこと。 その結果、原設計図と異なる部分が生じたりその他不都合があった場合は、監督員に報告し指示を受けること。 4) 大学および病院の業務を継続しながらの業務であるため、第三者に対する安全には十分注意をすること。 5) 騒音、振動が伴う際は事前に打合せを行い、指定時間に行うこと。 6) 作業期間中の防災対策は、横浜市立大学側の消防計画書に準拠すると共に、防災管理組織を編成し責任者を定め、横浜市立大学の防火責任者と連携を保つこと。 7) 次の作業については事前に届出を行い、監督員と打ち合わせ、承諾を得てから行うこと。 (1) 停電が生じる作業 (2) 断水が生じる作業 (3) 消防設備の機能に支障を生じる作業 (4) 医療ガスの供給が停止する作業 (5) その他、授業、研究、診療、医療、調剤などに重大な影響が生じる作業 8) 業務関係者であることを証するために、名札などを着用する。 9) 既設躯体をダイヤモンドカッター等でコア抜きする場合、事前にX線撮影による躯体内の調査を行い配管等が内接されていないことを確認のこと。

特記仕様書

- 1 件名 : 横浜市立大学医学部体育館空調機設置委託
委託件名
- 2 場 所 : 横浜市金沢区福浦3-9
- 3 業務概要
体育館1階アリーナに空調機を3台設置します。
(1) 二次側電源及び配管の整備、空調機器及び防球ガードの設置
(2) 全体調整後、試運転の実施
(3) 報告書の作成
- 4 特記事項
 - (1) 協力業者(専門業者)については、市内業者の優先使用を配慮すること。
 - (2) 請負人は、工事事故等により横浜市から、指名停止処分を受けて指名停止期間中の者、又は、横浜市からこれと同等と認められて、指名停止期間中の者を協力業者としてはならない。
 - (3) 作業中の施設内への出入りに際しては、施設管理者に人員等を報告の上、腕章・名札・ヘルメット等を着用し身分を明らかにすること。
 - (4) 業務に従事するものは、大学という特殊性に鑑み、学生、研究員に対して言動、行動に注意し、節度ある業務を行うこと。
 - (5) 従事者は、その業務上知りえた情報その他の守秘義務を負うこと。
 - (6) 廃棄物等については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などの法令に従い、適正に処分すること。
 - (7) 不慮の事故に備え、作業中および作業後は24時間連絡・対応が可能な体制にすること。

概 要 書

横浜市立大学医学部体育館空調機設置委託

1 目的

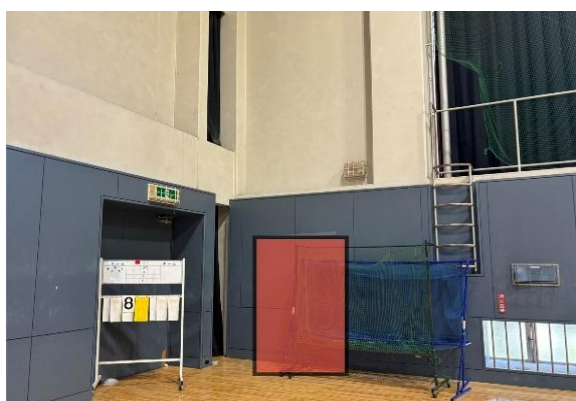
横浜市立大学福浦キャンパス内の体育館にはエアコンが設置されておらず、昨今の猛暑の影響で、利用者に健康被害が出ております。1階のアリーナにエアコンを設置し、環境を改善します。

2 概要

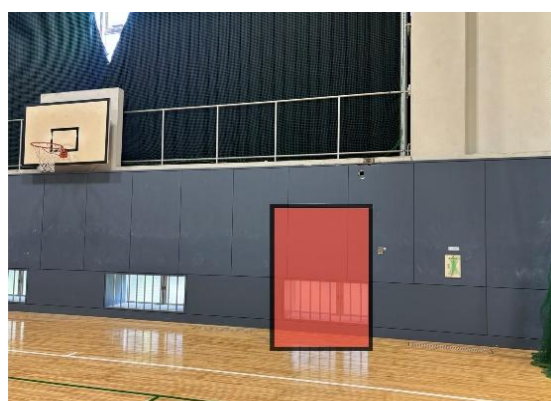
体育館1階アリーナに空調機を3台設置します。

- (1) 二次側電源及び配管の整備、空調機器、防球ガードの設置
- (2) 全体調整後、試運転の実施
- (3) 報告書の作成

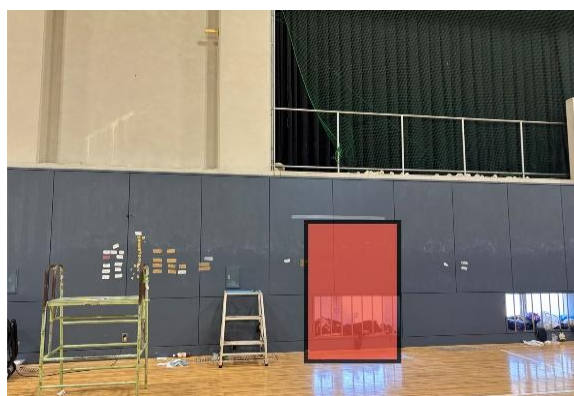
<設置予定箇所写真>



<設置イメージ①>



<設置イメージ②>



<設置イメージ③>



<室外機設置予定外部>